

令和5年5月（第5回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和5年5月12日（金）18:00～20:00

市役所本庁 4階 教育委員室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に参加した者

床本教育部長、水津次長、藤井教育施設課長、河野教育施設副課長、井上社会教育課長、林社会教育副課長、福岡学びの森くすのき・地域文化交流課長、石川学びの森くすのき・地域文化交流副課長、三好教育総務課長、島谷教育総務副課長、大田教育総務係長

4. 傍聴者

なし

5. 要 旨

教育長 : ただ今から、令和5年5月12日の第5回教育委員会会議を開催いたします。本日は、委員全員が出席しているため会議として成立していることを最初に報告します。また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教育長 : また、今回の資料と合わせて送付しました、令和5年4月19日開催の令和5年第4回の議事録について、御意見等ありましたらお願いします。
(全員異議なし)

教育長 : それでは、令和5年第4回教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教育長 : 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は重村委員にお願いします。

教育長 : 本日の議題は、「議案第8号 工事請負変更契約締結の件」、「議案第9号 宇部市勤労青少年会館条例廃止の件」、「議案第10号 宇部市勤労青少年会館条例廃止に伴う関係規則の整備の件」、の3件と、その他の事項として「文化財審議会委員の任命について」、「寄附の報告について」の2件となっています。

教育長 : 「議案第8号 工事請負変更契約締結の件」、「議案第9号 宇部市勤労青少年会館条例廃止の件」、「議案第10号 宇部市勤労青少年会館条例廃止に伴う関係規則の整備の件」は、議会に上程前の案件のため非公開としたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

教育長 : 異議が無いようですので、議案第8号、議案第9号、議案第10号については非公開とさせていただきます。

教育長 : はじめに「議案第8号 工事請負変更契約締結の件」についてですが、事務局から説明をお願いします。

教育施設課長 : それでは教育施設課から説明します。「議案第8号 工事請負変更契約締結の件」ですが、神原小学校では、現在8月末の完成を目指して屋内運動場の建替えを進めているところです。本議案は、この工事に関して、請負金額の変更契約を議会に上程するためのものです。変更の理由は、資材価格および賃金の上昇に伴うインフレスライド条項の適用により、工事請負金額を増額変更するものです。工期の長い工事では、発注したときに適切な積算発注金額に基づく応札で適正に請負業者の選定が行われていても、賃金や物価の変動によって契約金額が不適切になることがあるということです。物価が急激に上がっていくことに対応するものですが、基本は受注業者が負担するということになります。しかしながら、あまりにも急激な物価の変動が起こった場合、それを全て請負業者に負担させるのは公平ではないという考えに基づきインフレスライドという制度があるわけです。当初の契約の中にも、そういう事態があった場合には協議して決めていくという条項もあります。本件は、請負業者からその条項に基づき、インフレスライドの協議要請があり、残る工期における工事金額を再計算したのから、請負業者の負担分に相当する、残工事費の1%を除いた金額を増額するものです。当初の契約金額に対して429万9900円ほど増額した、3億5992万9900円で契約の変更をするものです。以上です。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員 : 確認です。発注時というのはいつの時点になりますか。

教育施設課長 : 去年です。少し話が違いますが、今年度執行する予定の設計は去年の段階で見積をとっています。しかし、今年度発注前にもう1回見積を取り返すと高くなっています。それが予算内に収まっていたらいいですが、予算額以上に上がってきています。中でも人件費の上がり幅が増えています。また建築工事の場合、特に鉄の相場が不安定な状態で、乱高下があり、なかなか対応に苦慮しているところです。

委員 : 今までにこのインフレスライドを適用したことはありますか。

教育施設課長 : 教育委員会の学校の工事ではないと思います。

教育長 : 他にご意見ご質問はありませんか。それでは本件につきましては、以上となります。それでは続きまして、「議案第9号 宇部市勤労青少年会館条例廃止の件」、「議案第10号 宇部市勤労青少年会館条例廃止に伴う関係規則の整備の件」ですが、これら関連がありますので一括して説明をお願いいたします。

社会教育課長 : それでは社会教育課から説明します。資料ですけれども、議案第47号宇部市勤労青少年会館条例廃止の件こちらをご覧ください。こちらが青少年会館の条例廃止を5月の臨時議会に上程をする資料になります。宇部市勤労青少年会館条例について6月1日で廃止をするという内容になります。施設の老朽化および青少年の雇用促進に関する法律の一部改正の趣旨を踏まえ、勤労青少年会館を廃止するという条例案を提出させていただきます。次の資料は、4月27

日に市長臨時記者会見の資料となりますが、勤労青少年会館の閉館について、要約してあるため、以下この資料をもとに説明いたします。勤労青少年会館は、昭和42年に建築されて、50年以上が経過しております。また、耐震性もないことから公共施設等の個別施設計画において令和6年から令和7年にかけて廃止をするという方針が出ておりました。そのような中、2月17日に外壁の一部のコンクリート落下があったために、4月30日まで臨時休館し、今後の会館事業について検討を進めてまいりました。その結果、建物を安全に利用していただくためには、改修費が4000～5000万円ぐらいかかることが判明しました。もう少し安価な額で安全に利用していただくなら、危ないところの壁を落とす、落ちそうな箇所に今後落ちないようにネットを張る、そういった最低限の工事をするとしても2000万円はかかるという結果になりました。また、工事期間中は使用ができないため、2年後には廃止を予定している建物に費用をかけて工事しても、その後の利用期間が半年も満たないというような結果になりましたので、費用対効果を考慮して閉館の手続きを進め、土地の売却と合わせて早期に建物を解体することが合理的であると判断させていただきました。今後についてですが、5月の臨時会に設置条例の廃止案や、売却解体に必要な経費について補正予算案を提出する予定としております。

また、施設利用登録団体に対しては、代替施設の紹介や利用する際の支援を行うため、登録されている7団体には、壁の落下以降、臨時休館について電話にて説明させていただくとともに、登録団体を対象とした説明会を開き、現状を説明させていただきました。さらに、今後についての協議として、代替施設等の紹介をさせていただいております。その他、会館の中に事務局がある市子連、市P連、プラネタリウムの委託をお願いしている天文同好会には、全て個別に協議を持ち、今後、事務局等をどうしていくかも含めて、話を進めているところです。

プラネタリウム天文ドームについては、現在のプラネタリウムを市の方で移設して使うとすると、製造業者に確認したところ、移設だけでも400～500万円かかり、ドーム、音響や照明を全部移設すると億単位の費用がかかると聞いております。また、製造業者の話では、現在のところ、部品はまだありますが、ライト照明のメーカー自体が少なくなっており、将来的にはライト照明が使えなくなるだろうとのことでした。そうであれば、億単位の費用をかけて移設しても、将来的に使える期間が限られてくることとなるため、業務を委託している宇部市天文同好会に、今後、廃止に伴いプラネタリウムをそのまま処分するのか、または他の方法でどこか展示するなど、良い活用方法がないか話をさせていただいているところです。今後の天文教育については、デジタル式のプラネタリウムを使用や、移動天文教室として、各学校や放課後子ども教室などから要望を受けて、天体望遠鏡による星空観測や、座学を組み合わせるなど、しっかり天文教育は続けていただきたいということで、天文同好会と話をさせていただいている状況になります。

次に議案第10号についてですが、これはこの青少年会館条例廃止に伴う関係規則の整備で、こちらの会館条例施行規則についても同様に廃止を行います。あわせて、宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則及び宇部市教育委員会職務権限規程、こちらについても青少年会館に関する記載がございますので、関係の記載箇所を削除する予定としております。廃止案と今後の補正案、登録団体との協議、プラネタリウム天文ドームについての説明は、以上になります。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員 : 代替施設の紹介についてですが、エレベーターが設置されている公共施設は、宇部市にはとても少なく、男女共同参画センター及び青少年会館には設置されていますが、他の公民館、ふれあいセンターにはない状況です。7団体にはコースもあると思うのですが、ご高齢になられた方々が3階まで上がるのは大変で、少しずつやめられていくということが上宇部会館などでもありました。青少年会館は良いなと思っていたのですが、そういう方々は活動できなくなってしまうことが心配です。エレベーターのある施設を代替施設とし、7団体に貸し出すようなことは難しいですか。

社会教育課長 : 登録団体の7団体の中にはコースはありませんが、登録団体以外でコースが青少年会館を利用されていることはあるようです。

委員 : いずれにせよ代替施設は、エレベーターのついてないところばかりですね。

社会教育課長 : 今ご紹介しているのは、近隣のふれあいセンター、福社会館、多世代ふれあいセンター、男女共同参画センター・フォーユー、ヒストリア宇部、防音施設があるところとして野球場と俵田翁記念会館です。このうち、福社会館、多世代ふれあいセンター、ヒストリア宇部にはエレベーターがあります。

委員 : プラネタリウムですが、移動天文車を宇部市で購入する予定はありますか。

社会教育課長 : やるとすれば、移動可能なものをレンタルして、定期的に何回か行う形をイメージしています。

委員 : 昔はそれぞれの学校で夜、集まって星空を天体望遠鏡で観たりしていましたね。それプラスデジタル。ちょっと難しいところがあるかもしれないですけども、山口児童センターに社会見学で行ったときに観るぐらいですかね。

社会教育課長 : そうですね。プラネタリウムとして実際にその場所に行ってみるとなると、そこぐらいになります。

委員 : わかりました。ありがとうございました。

教育長 : 他にいかがでしょうか。

教育総務課長 : 議案第15の関係規則の整備について少し補足させていただきます。先ほど説明がありましたように、青少年会館の条例の廃止に伴って、宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則、それから宇部市教育委員会職務権限規程の関連部分が改正となりますが、これは市議会でこの条例が廃止された場合に限ってですので、もし仮に議会の方で条例が廃止にならなかった場合には、この規則の改正は行いませんので申し伝えます。以上です。

教育長 : 他にいかがでしょうか。

委員 : プレスリリースの記事を見たときに、青少年会館の役割は何だったのか、なくしても大丈夫なものかなと思い、ネットで調べてみました。すると、法が変わっていて、条例廃止の件の説明に書いてあるようなことが記載されていました。山陽小野田市の勤労青少年ホームも廃止されていますが、その説明には法が変わったから必要なくなったようなことが書いてありました。宇部市はホームページでもただ古いから止めてしまったという掲載でしたが、役割を果たしたというような書き方ができなかったのでしょうか。今は必要ないものですが、過去には必要な時期もあったでしょうし、今、使っている団体であるとか、市子連、市P連も事務局は皆さん自宅で仕事されてらっしゃる状態なので、そういうところにも納得がいく説明が必要だと思います。個別に説明をされていると思いますが、伝わりにくさがあり丁寧な説明が欲しいと思いました。

社会教育課長 : 今、おっしゃった内容で、少し説明を補足します。もともと、勤労青少年福祉法というものがございました。この福祉法には、地方公共団体は必要に応じ勤労青少年ホームを設置するように努めなければならないと定められていました。勤労青少年ホームは勤労青少年に対して各種の相談に応じ、および必要な指導を行い、並びにレクレーションクラブ活動とその他勤労の余暇に行われる活動のための便宜を強要するなど勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする施設ということで、地方公共団体の努力設置と謳われておりました。しかしながら、これについて、平成27年10月1日に勤労青少年福祉法等の一部改正により、この勤労青少年福祉法自体が「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改められまして、今、私どもが説明しました勤労青少年ホーム、こちらの規定が全て削除され、地方公共団体が設置する努力義務もなくなりました。近年はその社会状況の変化、余暇活動の多様化により、本来の設置の施設目的である勤労青少年という存在意義が薄れ、実際に法の改正もあって削除がされたということからのご指摘だろうかと考えます。

教育長 : 他にいかがでしょうか。

委員 : 閉館については残念ですが、これも止むなしというところだと思います。ドームの天体望遠鏡については仕方ないかと思いますが、プラネタリウムはなんとかできないかなというところがすごくあります。山陽小野田市は日本最古のものだったようですけれど、令和5年3月末で華々しいフィナーレを飾って素晴らしかった。宇部市がそれに次ぐものであり、今稼働しているものとしては、確か日本最古のものになっていますよね。

社会教育課長 : 日本製で稼働しているもので、他に明石市があるのではないかという情報が入ってきていますが、ただ最も古い部類には入ります。

委員 : 何とかそれをちゃんと動いている状態で残せないか、とずっと思っております。宇部天文同好会も何とか残したいと言っておられた。ツイッターでもその話が出ており、少し長くなりますけれど読み上げさせていただきます。「保存する上でドームの建設が必要になってきます。日本製プラネタリウムは直径8メートル

ル程度になりますが、それが問題なく入る施設が必要です。ですが、そこに関しては何とかなる可能性があるのでエアドームなど安価なものも検討していきたいと考えております。しかし、それには様々な課題があります。宇部市としてはこの機械を残していきたいが、保存は予算的にも厳しいという見解を示していました。そこで、今後保存を目指す寄付やクラウドファンディングなどを検討していきたいと考えています。近年、高額映像技術などが発達し、素晴らしいプラネタリウムが多いです。しかし、これほどまでに体感的に天文を学べる機会は他にありません。自分で触って学べるプラネタリウム、機械的、文化的、教育的価値がある。この機械を我々は今後も運用できる形で存続していきたいと考えております。この機械は1967年製で50年以上宇部市と宇宙をつないできました。それほど古い機械なだけに、基盤はなく、ギアとモーターと電球という非常にシンプルな構造でできており、非常にアナログなプラネタリウムです。メンテナンスは怠らなかったので、中の機械はまだまだ存続が可能な状態です。部品がなくなるとか電球がなくなるのであれば、それをLEDに置き換えるとか、何か工夫しながらでもどうにか存続させていきたい。存続していたものは、一度止まってしまうと二度と動かなくなってしまいます。何とかしていきたいと活動しておりますので応援してください。」というツイッターの言葉がありまして、ちょっと可能性を探っていただきたい。残す方向でいけないかなと思っています。

社会教育課長：天文同好会の方が、クラウドファンディングなどの対応を考えていることはお聞きしています。それで、閉館に向けた手続きはしていきますけれども、実際に解体に入るまでは、もうしばらく時間がありますので、今後有効に活用できる方法が実際にあるのかも含めて、それまでにどうしていくかというところは継続してお話はさせていただく予定です。ただ、宇部市として移設可能な場所を検討してきたのですが、難しいところがあります。今は天文同好会の方にどういった活用方法ができるかというところのご提案があれば、是非教えてくださいということで継続してお話をさせていただいております。

委員：どうにか出来る要素から絞り出していきたいなと思います。よろしく願います。

教育長：ほかにございますか。

委員：この閉館を含めてなんですが、旧井筒屋の土地を活性化に向けて、今新しく動かれていますよね。それと一緒に新天町も空いている店舗を若い方から募集して新しく生まれ変わらせようと、中心部を中心に動かれていますので、何かそこにこういった青少年会館が担ってこられていた、多世代にわたる教育、生涯教育のような形のものが、そのエリアに入っていくことができないのかなと、皆さんの意見をお聞きしながら思いました。例えば教育委員会としてそういった市全体の取り組まれている、そういう賑わいのまち作りみたいのところと連携をされていくご検討はありますか。

社会教育課長：旧井筒屋については子どもの関係の施設というところで、そちらに入れるというような予定はありません。

委員：あの建物は審議会の方でもある程度形ができていますので、そこに付随する形ではなく、あそこを拠点にして周りをどんどん開発とかされていかれるというふうに私は理解しているのですが、例えばそこを利用していた若者世代、御年配の方もそうだと思うのですが、旧井筒屋周辺の商店街も利活用していくような取り組みに、方向を変えていくという流れはないですか。

社会教育課長：今、青少年会館自体が貸館に近い状態の活用方法になっていますので、利用されていた部屋については、周辺の公共施設等で代替していただきます。また、地下の多目的音楽室（防音ルーム）があったのですが、それについては近隣にないということで、市役所の2期棟の方に防音室を設置していただくように話をしており、1階と2階に作ってもらう設計になっています。

委員：プラネタリウムも2期棟には無理ですか。

社会教育課長：事務局もお願いしたのですが、もうそれは無理だと言われています。

委員：この流れの先、一番端に青少年会館があってそこに利用者の方がいたってということがすごく大事な気がしています。流れの通りでここを引き継ぐような場所の利用ができないかなというふうに思っていて、それは完全に公的な施設である必要はなく、例えば民間と共同でリフォームをして小さな店舗が商店街たくさん空いているので、そこに共用できるスペースを確保するようなものが出来たりするとよいですね。あそこの通りが小さい子とファミリー向けのものとなっており、高校生以上の若者のところが旧井筒屋の案の中でも抜けているのですね。そこが市の課題だと思っています。それを繋ぎとめるため、閉館はすごく寂しいですが、これが一つの次のチャンス、きっかけにして、新しい層の利用の仕方みたいところに広げられないのかなと個人的な意見ですが、思いました。

教育部長：色んなアドバイザーとも相談し、一応なくなることを前提にその計画ができています。現時点で売却の方向で考えていますので、新たに土地に条件等を付けてやる形は、今考えていません。ですから、土地を基本的に公共的なものに使うという考え方は現時点ありません。

委員：もう特に土地についてはこだわってはないのですが、今はその場所としてあそこの場所を活用するという方向に考えていかれると良いのかなと思ったのです。

教育部長：土地については売却の予定です。

委員：あの土地は売却をすると市の計画としてあるのですが、ただここでやっぱり創られてきた、利用されてきた意味がまったく…。

教育部長：先ほど法的なものとしては、目的を果たしたという観点で宇部市は判断をしたと言うことです。

委員：法はそうなのだと思いますが、ただ法は新しい若者支援へ移行しているので、それは例えば今回できた、こども家庭庁もそうですし、包括的な育成というと

ころに日本が動いている中で、やっぱりこれがなくなったからここで行われていたことがなくなって良いではなくて、歴史的にも積み上げられてきた生涯教育の流れがあるので、それをやっぱり別の形で引き継げる場所や物とかを検討されていた方が良いのではないかなと。

教育部長 : 青少年団体としての場はなくなりますけれど、生涯学習としての場は、様々な公共施設とか貸館を使ってしっかり支援をしていきたいと思います。ただし、現時点で新たな施設の計画はありません。

委員 : 行政が全てやる必要ないかなとっていて、ここで集まっていたものが、いろんな場所に分散してしまう。せっかくその集約をしようとしている動きと分散してしまう矛盾した動きがあるように見えてしまうので、せっかく中心部に活性化させようという動きがあるので、そこにこの動きも重ねていけると良いかなという個人的な意見でした。

教育長 : はい。ありがとうございます。当然思いとして、皆さんの意見とか思いは、再度また届けさせていただくのが事務局の役目ですので、それについては、何らかの形で教育委員会の委員さんからこういう意見が出たというのは、お届けいただければと思います。ただ、それでそういう動きができるかどうかではないのですが、天文同好会ともクラウドファンディングで動いて何とかという思いもありますので、それについては、まだシャットアウトじゃないですよ。できませんよとか、そういう訳じゃないですよ。

社会教育課長 : そうですね。何が出来るかどうかいうところからの話ですね。

教育長 : 天文同好会との新たな意見も検討される場があると思いますので、そういうのも含めて、教育委員さんから何とか存続したい、活性化のために活用していただきたいという意見が出たというのは、お伝えいただければと思います。他によろしいですか。では、本日の議案につきましては、議会に上程させていただくということでよろしいですかね。それでは本件については以上で終了します。続きましてその他の事項ですが、「文化財審議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

学びの森くすのき・地域文化交流課長 : 「文化財審議会委員の任命について」説明させていただきます。資料といたしましては、文化財審議会委員の名簿と文化財保護条例の抜粋の2種類ございますが、まずは文化財保護条例の抜粋をご覧ください。宇部市文化財審議会委員の役割につきましては、宇部市文化財保護条例第43条に規定されている通り文化財審議会は、本市の区域内にある文化財の保存および活用に関して調査審議するとなっております。この審議会委員の任期につきましては、第45条に規定されているとおり2年でございまして、その任期は2023年5月1日から2025年の4月30日までの2年間となっております。続いて、宇部市文化財審議会委員の名簿をご覧ください。委員の構成は女性3名、男性3名、合わせて6名でございます。今回の6名は全員再任でございます。それぞれの専門分野につきましては、名簿に掲載されている通りでございます。以上で説明を終わります。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員 : 在任期間については。

学びの森くすのき・地域文化交流副課長 : 在任期間でございますけれども、最長の方は16年、一番短い方は2年になっております。分野につきまして各文化財はいろいろございますので、その分野をできるだけ網羅できるように各専門の分野の方を選んで指定しているところでございます。岩元さんが在任期間16年、岡本さんが10年、戸坂さんが2年、松本さんが12年、若山さんが10年、渡邊さんが16年となっています。

委員 : 皆さん専門があるのでどうなのかわからないですけど、もしものときのための次の方とかお探しですか。

学びの森くすのき・地域文化交流副課長 : 皆さん専門家の方も少しずつ高齢化が進み、専門家の数自体が減っている中で、できるだけ専門的な知識を持っておられる方を活用したいというところです。専門家がない場合は、県内の方とか県外にその知識のある専門家の方々の意見を伺って、文化財審議会にかけるということもございますが、後継者不足というところに関しては、この分野に関しても顕著になっているところでございます。

委員 : 新規開拓も必要かなと少し思いました。

教育長 : ありがとうございます。その点も踏まえて、次回の選定については、可能な限り新しい方もご検討いただくようお願いいたします。他にございますか。

委員 : 参考までになんですけども、この審議会の会議というのは必要に応じて開かれると思いますけれども、最近ではどうですか。

学びの森くすのき・地域文化交流副課長 : 令和5年3月に会議を開催して、令和4年度の文化財保護事業の報告、令和5年度の文化財保護事業の計画等を報告しております。本来でしたら年に1回ぐらい宇部市の指定文化財を指定したいところなのですが、令和4年度に関しましては適当な物件がございませんでしたので、指定文化財の指定ということはできませんでした。学びの森くすのきでやっております文化財の活用事業とか、デジタルアーカイブの宣伝とか、それらを報告させていただいているところです。できれば内容をもっと進化していきたいなというふうに思っています。以上です。

教育長 : ほかにございますか。それでは、この件につきましては以上で終わります。では次に、その他の事項「寄附の報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 : 4月の寄附について報告します。4月は3件の寄附がありました。1件目は令和5年4月4日匿名の方から、平成24年度から通算131回目5,000円の御寄附を交通遺児のためとしていただきました。2件目も、令和5年4月10日匿名の方から、平成24年度から通算132回目5,000円の御寄附を交通遺児のためとしていただきました。3件目は令和5年4月27日にUBE出版代表 堀 雅昭様から、将来的な地域のブランド化につながるシビックプライ

ドの醸成のためとして、郷土学習用資料37冊を御寄付いただきました。書籍につきましては、教育長と各小中学校にお配りしています。説明は以上です。

教育長 : 報告については以上となりますが、報告について何かありましたらお願いします。では、以上をもちまして本日の会議を終了します。